

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村意見	住民意見	県意見
1	15.10.1	ヤマダ電機テックランド船橋本店 (船橋市)	株ヤマダ電機 (専門店)	駐車場の出入口の数及び位置の変更 (4カ所→5カ所)	15.10.2	なし	なし	なし 16.4.19
2	15.10.1	ショパースプラザ新浦安 (浦安市)	株ダイエーほか (GMS)	開店・閉店時刻の変更 (10:00～21:30 →9:00～22:00)	15.10.2	なし	なし	なし 16.4.7
3	15.10.1	ラーバンピア・ジャスコショッピングセンター (印西市)	イオン株ほか (GMS)	駐車場の位置及び収容台数の変更 (1,418 台→1,422 台) ほか	15.10.2	あり (対応済み)	なし	なし 16.4.7
4	15.10.3	新都市サービス北柏ショッピングセンタービル (柏市)	株マルエツほか (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00→01:00) ほか	15.10.21	なし	なし	なし 16.3.30
5	15.10.7	長崎屋サンショッピングセンター-柏店 (柏市)	更生会社株長崎屋ほか (GMS)	閉店時刻の変更 (21:00→23:00)	15.10.16	なし	なし	なし 16.3.30
6	15.10.7	安蒜ビル (松戸市)	株いなげやほか (衣料品スーパー)	閉店時刻の変更 (22:00→00:00) ほか	15.10.16	なし	なし	なし 16.4.30
7	15.10.9	マルヤ関宿店 (野田市)	株マルヤ (食料品スーパー)	駐車場の収容台数の変更 (123 台→111 台) ほか	15.11.17	なし	なし	なし 16.5.19
8	15.10.10	カスミ柏布施店 (柏市)	株カスミほか (食料品スーパー)	開店・閉店時刻の変更 (10:00～21:00 →9:00～21:45) ほか	15.10.11	なし	なし	なし 16.4.30
9	15.10.6	木更津グリーンシティショッピングセンター (木更津市)	イオン株ほか (GMS)	荷さばき時間帯の変更 (6:00～22:00 →4:00～0:00)	15.10.21	なし	なし	なし 16.5.6

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村意見	住民意見	県意見
10	15.10.6	サンピア (東金市)	イオン(株)ほか (GMS)	閉店時刻の変更 (23:00 →24時間) ほか	15.10.21	なし	なし	なし 16.5.6
11	15.10.10	八幡ショッピングセンター (市原市)	(株)イトーヨーカ堂ほ か (GMS)	開店・閉店時刻の変更 (10:00~21:00 →9:00~23:00) ほか	15.10.11	あり (対応済み)	なし	なし 16.5.6
12	15.11.4	(株)イトーヨーカ堂新 浦安店 (浦安市)	(株)イトーヨーカ堂ほ か (GMS)	開店・閉店時刻の変更 (10:00~21:00 →9:00~22:00) ほか	15.11.5	なし	なし	なし 16.5.19
13	15.11.6	白井駅前センタービ ル (白井市)	(株)マルエツ (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (21:00→21:50) ほか	15.11.13	なし	なし	なし 16.5.19

## 報告案件 1

## 変更事項届出の概要（法第6条第2項）

### 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ヤマダ電機テックランド船橋本店
- 2 所在地：船橋市北本町2丁目535番地3ほか
- 3 建物設置者：伊藤友人有限会社 代表取締役 伊藤 友人
- 4 小売業者名：株式会社ヤマダ電機（業種：家電製品販売業）

### 5 変更しようとする事項

#### （1）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 4か所

（変更後） 5か所

#### （2）変更年月日 平成15年10月2日

### 6 処理経過：

（1）届出日 平成15年10月1日

（2）公告縦覧期間 平成15年10月17日～16年2月17日

（3）説明会 説明会不要承認：平成15年11月5日

### 7 市町村・住民等の意見：

（1）船橋市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成16年4月19日通知

### <理由>

（1）当該変更は、駐車場の出入口の数及び位置の変更であり、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。

（2）法第8条第1項に基づく市の意見および法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

### <店舗概要>

① 店舗面積：4, 147㎡

② 駐車場の収容台数：247台

③ 駐輪場の収容台数：173台

④ 荷さばき施設の面積：156㎡

⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：93m<sup>3</sup>

⑥ 営業時間

開店時刻：午前10時

閉店時刻：午後9時

⑦ 駐車場利用可能時間帯

午前9時30分～午後9時30分

⑧ 駐車場の出入口の数：5か所

⑨ 荷さばき可能時間帯

午前9時～午後9時

## 報告案件 2

## 変更事項届出の概要（法第6条第2項）

### 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ショッピングプラザ新浦安
- 2 所在地：浦安市入船1丁目4番1号
- 3 建物設置者：株式会社浦安中央開発 代表取締役 岡本 清秋
- 4 小売業者名：株式会社 ダイエー（GMS）ほか

### 5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前） 午前10時（年間30日午前9時）～午後9時30分  
（変更後） 午前9時～午後10時（(株)ダイエーは翌午前零時）

(2) 変更年月日 平成15年10月2日

### 6 処理経過：

- (1) 届出日 平成15年10月1日
- (2) 公告縦覧期間 平成15年10月17日～16年2月17日
- (3) 説明会 説明会開催日：平成15年11月7日

### 7 市町村・住民等の意見：

- (1) 浦安市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成16年4月7日通知

### <理由>

- (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものではあるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見および法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

### <店舗概要>

- ① 店舗面積：25,339㎡
- ② 駐車場の収容台数：1060台
- ③ 駐輪場の収容台数：800台
- ④ 荷さばき施設の面積：416㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：290m<sup>3</sup>
- ⑥ 営業時間  
開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後10時  
((株)ダイエー翌午前零時)
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯  
午前6時～翌午前1時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：3か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯  
午前6時～午後9時

## 報告案件 3

## 変更事項届出の概要 (法第6条第2項)

### 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ラーバンピア・ジャスコショッピングセンター
- 2 所在地：印西市中央北3丁1番1ほか
- 3 建物設置者：株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 丸 勲夫
- 4 小売業者名：イオン株式会社（GMS）ほか

### 5 変更しようとする事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1418台

(変更後) 1422台

#### (2) 駐車場出入口の数及び位置

(変更前) 9か所

(変更後) 14か所

#### (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

##### 中央北第2駐車場

(変更前) 午前8時30分(年間60日午前7時30分)～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分(年間60日午前7時30分)～午後11時30分

009-42駐車場(新設) 午後零時～午後7時(土日祝日のみ)

009-45駐車場(新設) 午前8時30分(年間60日午前7時30分)

～午後11時30分

中央北第1駐車場 廃止、屋上駐車場は変更なし

(4) 変更年月日 平成15年10月2日

### 6 処理経過：

(1) 届出日 平成15年10月1日

(2) 公告縦覧期間 平成15年10月17日～16年2月17日

(3) 説明会 説明会開催日：平成15年11月27日

### <店舗概要>

① 店舗面積：23,783㎡

② 駐車場の収容台数：1422台

③ 駐輪場の収容台数：1213台

④ 荷さばき施設の面積：88㎡

⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：376m<sup>3</sup>

⑥ 営業時間

開店時刻：午前9時

閉店時刻：午後10時

((株)ダイエー翌午前零時)

⑦ 駐車場利用可能時間帯

午前6時～翌午前1時

⑧ 駐車場の出入口の数：3か所

⑨ 荷さばき可能時間帯

午前5時～翌午前5時

7 市町村・住民等の意見：

- (1) 印西市の意見 あり
- (2) 住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成16年4月7日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものではあるが、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見については、設置者の対応策が適当と認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

## 報告案件 4

## 変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

### 第 1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 「新都市サービス北柏ショッピングセンタービル」
- 2 所在地 柏市松葉町 4 丁目 5 番地 1 ほか
- 3 建物設置者 株式会社新都市サービス 代表取締役 平井健児
- 4 小売業者名 株式会社マルエツほか 6 者
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前 10 時 (年間 60 日 午前 9 時) ～ 午後 9 時  
(変更後) 午前 10 時 (年間 60 日 午前 9 時) ～ 翌午前 1 時  
株式会社マルエツのみ実施
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 9 時 45 分 (年間 60 日 午前 8 時 45 分) ～ 午後 9 時 15 分  
(変更後) 午前 9 時 45 分 (年間 60 日 午前 8 時 45 分) ～ 翌午前 1 時 15 分
  - (3) 変更年月日 平成 15 年 10 月 21 日

### 6 処理経過

- (1) 届 出 日 平成 15 年 10 月 3 日
- (2) 公告縦覧期間 平成 15 年 10 月 17 日～平成 16 年 2 月 17 日
- (3) 説明会開催日等 平成 15 年 11 月 4 日(火) 午前 11 時～ 午後 2 時～ 松葉近隣センター

### 7 市町村・住民等の意見

- (1) 柏市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

### 8 県の意見 意見なし 平成 16 年 3 月 30 日通知

<理由> (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、騒音等の予測調査結果では、全ての地点で環境基準を満足しており、交通、廃棄物等では問題はなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響がほとんどないものと認められること。

(2) 法第 8 条第 1 項に基づく市の意見及び法第 8 条第 2 項に基づく住民等の意見がなかったこと。

### <届出概要>

- |                                                                                   |                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 店舗面積：                                                                           | 5, 586 m <sup>2</sup>   |
| ② 駐車場の収容台数：                                                                       | 180 台<br>(注 契約駐車場の利用実績) |
| ③ 駐輪場の収容台数：                                                                       | 291 台                   |
| ④ 荷さばき施設の面積：                                                                      | 145 m <sup>2</sup>      |
| ⑤ 廃棄物等の保管容量：                                                                      | 27 m <sup>3</sup>       |
| ⑥ 営業時間<br>開店時刻：午前 10 時 (年間 60 日 午前 9 時)<br>閉店時刻：翌午前 1 時                           |                         |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯：<br>午前 9 時 45 分 (年間 60 日 午前 8 時 45 分)<br>～ 翌午前 1 時 (隔地駐車場は 午後 9 時まで) |                         |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：                                                                      | 3 カ所                    |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯：                                                                      | 午前 6 時～午後 10 時          |

## 報告案件 5

## 変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

### 第 1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 「長崎屋サンショッピングセンター柏店」
- 2 所在地 柏市柏 1 丁目 822 番地 21 ほか
- 3 建物設置者 吉田不動産株式会社 代表取締役 吉田宗弘ほか 8 名

4 小売業者名 更生会社株式会社長崎屋 管財人 橋本浩ほか 2 者

### 5 変更しようとする事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前 10 時～午後 9 時  
(変更後) 午前 10 時 (年間 70 日 午前 9 時) ～午後 11 時

(2) 変更年月日 平成 15 年 10 月 16 日

### 6 処理経過

- (1) 届 出 日 平成 15 年 10 月 7 日  
(2) 公告縦覧期間 平成 15 年 10 月 17 日～平成 16 年 2 月 17 日  
(3) 説明会開催日等 平成 15 年 12 月 3 日(水) 午後 6 時～ 午後 8 時～ 京北ホール

### 7 市町村・住民等の意見

- (1) 柏市の意見 なし  
(2) 住民等の意見 なし

8 県の意見 意見なし 平成 16 年 3 月 30 日通知

<理由> (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、騒音等の予測調査結果では、全ての地点で環境基準を満足しており、交通、廃棄物等では問題はなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響がほとんどないものと認められること。

(2) 法第 8 条第 1 項に基づく市の意見及び法第 8 条第 2 項に基づく住民等の意見がなかったこと。

### <届出概要>

- |               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| ① 店舗面積：       | 10,278 m <sup>2</sup>                        |
| ② 駐車場の収容台数：   | 87 台<br>(注 契約駐車場の利用実績)                       |
| ③ 駐輪場の収容台数：   | 42 台                                         |
| ④ 荷さばき施設の面積：  | 146 m <sup>2</sup>                           |
| ⑤ 廃棄物等の保管容量：  | 47 m <sup>3</sup>                            |
| ⑥ 営業時間        | 開店時刻：午前 10 時 (年間 70 日午前 9 時)<br>閉店時刻：午後 11 時 |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯： | 専用駐車場なし<br>契約駐車場の利用時間は 24 時間ほか               |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：  | 専用駐車場なし<br>契約駐車場の出入口は 4 駐車場で計 8 カ所           |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯：  | 午前 6 時～午後 10 時                               |

## 報告案件 6

## 変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

### 第 1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 「安蒜ビル」
- 2 所在地 松戸市松戸新田字庚申前 4 1 8 番地 5
- 3 建物設置者 安蒜良三
- 4 小売業者名 株式会社いなげや ほか 1 者
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午後 10 時～午後 10 時  
(変更後) 午前 10 時 (年間 120 日午前 9 時)～翌午前 0 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 9 時 30 分～午後 10 時 30 分  
(変更後) 午前 9 時 30 分 (年間 120 日午前 8 時 30 分)～翌午前 0 時 30 分
  - (3) 変更年月日 平成 15 年 10 月 16 日

### 6 処理経過

- (1) 届 出 日 平成 15 年 10 月 7 日
- (2) 公告縦覧期間 平成 15 年 10 月 21 日～平成 16 年 2 月 21 日
- (3) 説明会開催日等 平成 15 年 11 月 5 日 (水) 午後 4 時～、午後 7 時～ 松戸市明市明センター

### 7 市町村・住民等の意見

- (1) 柏市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

### 8 県の意見 意見なし 平成 16 年 4 月 30 日通知

<理由> (1) 当該変更は、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後 10 時以降）及ぶものであるが、交通への影響はほとんどないと考えられること。また、騒音の予測値は概ね基準値を下回り、基準値を超える箇所についても保全対象側には、現在住宅がなく、将来的に住居等が立地した場合には、夜間の規制基準値を下回るようお願いしていること。廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。

(2) 法第 8 条第 1 項に基づく市の意見及び法第 8 条第 2 項に基づく住民等の意見がなかったこと。

### <届出概要>

- |                                                                     |                       |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ① 店舗面積：                                                             | 1, 455 m <sup>2</sup> |
| ② 駐車場の収容台数：                                                         | 104 台                 |
| ③ 駐輪場の収容台数：                                                         | 76 台                  |
| ④ 荷さばき施設の面積：                                                        | 72 m <sup>2</sup>     |
| ⑤ 廃棄物等の保管容量：                                                        | 21 m <sup>3</sup>     |
| ⑥ 営業時間<br>開店時刻：午前 10 時 (年間 120 日午前 9 時)<br>閉店時刻：翌午前 0 時             |                       |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯：<br>午前 9 時 30 分 (年間 120 日午前 8 時 30 分)<br>～翌午前 0 時 15 分 |                       |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：                                                        | 4 ヲ所                  |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯：                                                        | 午前 6 時～午後 10 時        |

## 報告案件 7

## 変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

### 第 1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 「マルヤ関宿店」
- 2 所在地 野田市野田都市計画事業次木親野井特定区画整理事業内 5 2 街区 1 ほか
- 3 建物設置者 株式会社マルヤ 代表取締役 新井英三郎
- 4 小売業者名 株式会社マルヤ 代表取締役 新井英三郎
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の台数の変更 (変更前) 1 2 3 台  
(変更後) 1 1 1 台
  - (2) 駐車場の出入口の数の変更  
(変更前) 3 カ所 (変更後) 4 カ所
  - (3) 変更年月日 平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日

### 6 処理経過

- (1) 届出日 平成 1 5 年 1 0 月 9 日
- (2) 公告縦覧期間 平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日～平成 1 6 年 2 月 2 8 日
- (3) 軽微変更承認 平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日（説明会開催不要）

### 7 市町村・住民等の意見

- (1) 野田市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

### 8 県の意見 意見なし 平成 1 6 年 5 月 1 9 日通知

<理由> (1) 当該変更は、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間（午後 1 0 時以降）に及ぶものではなく、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんど無いものと認められること。  
(2) 法第 8 条第 1 項に基づく市の意見及び法第 8 条第 2 項に基づく住民等の意見が無かったこと。

### <届出概要>

- |                                        |                                    |
|----------------------------------------|------------------------------------|
| ① 店舗面積：                                | 1, 3 2 2 m <sup>2</sup>            |
| ② 駐車場の収容台数：                            | 1 1 1 台                            |
| ③ 駐輪場の収容台数：                            | 1 0 0 台                            |
| ④ 荷さばき施設の面積：                           | 1 3 5 m <sup>2</sup>               |
| ⑤ 廃棄物等の保管容量：                           | 3 6 m <sup>3</sup>                 |
| ⑥ 営業時間<br>開店時刻：午前 1 0 時<br>閉店時刻：午後 8 時 |                                    |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯：                          | 午前 9 時 3 0 分～<br>午後 8 時 3 0 分      |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：                           | 4 カ所                               |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯：                           | 午前 8 時～午前 1 0 時<br>及び午後 2 時～午後 4 時 |

## 報告案件 8

## 変更事項届出の概要（法附則第 5 条第 1 項）

### 第 1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 「カスミ柏布施店」
- 2 所在地 柏市布施字前原 8 1 4 番地 1 4 ほか
- 3 建物設置者 株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正
- 4 小売業者名 株式会社カスミほか 2 者
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前 10 時～午後 9 時  
(変更後) 午前 9 時～午後 9 時 45 分
  - (2) 駐車場の利用時間帯  
(変更前) 午前 9 時 45 分～午後 9 時 15 分  
(変更後) 午前 8 時 45 分～午後 10 時
  - (3) 変更年月日 平成 15 年 10 月 11 日
- 6 処理経過
  - (1) 届出日 平成 15 年 10 月 10 日
  - (2) 公告縦覧期間 平成 15 年 10 月 28 日～平成 16 年 2 月 28 日
  - (3) 説明会開催日等 開催不要承認（平成 15 年 11 月 5 日）
- 7 市町村・住民等の意見
  - (1) 柏市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 意見なし 平成 16 年 4 月 30 日通知

<理由> (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものであるが、その変更が夜間に及ぶものではなく、騒音の予測調査結果において規制基準を下回る数値になることを示しており、また、今回の変更によりその他施設及び運営に変更はなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響がほとんどないものと認められること。

(2) 法第 8 条第 1 項に基づく市の意見及び法第 8 条第 2 項に基づく住民等の意見が無かったこと。

### <届出概要>

- |                                           |                         |
|-------------------------------------------|-------------------------|
| ① 店舗面積：                                   | 1, 039 m <sup>2</sup>   |
| ② 駐車場の収容台数：                               | 74 台                    |
| ③ 駐輪場の収容台数：                               | 50 台                    |
| ④ 荷さばき施設の面積：                              | 19 m <sup>2</sup>       |
| ⑤ 廃棄物等の保管容量：                              | 40 m <sup>3</sup>       |
| ⑥ 営業時間<br>開店時刻：午前 9 時<br>閉店時刻：午後 9 時 45 分 |                         |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯：                             | 午前 8 時 45 分～<br>午後 10 時 |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：                              | 2 ヲ所                    |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯：                              | 午前 6 時～午後 10 時          |

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 木更津グリーンシティショッピングセンター
- 2 所在地 木更津市朝日3丁目232番1
- 3 建物設置者 株式会社木更津グリーンシティショッピングセンター 代表取締役 羽間和彦
- 4 小売業者名 イオン株式会社ほか (GMS)

5 変更しようとする事項

- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後10時

(変更後) 午前4時～翌午前0時

- 6 変更年月日 平成15年10月21日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成15年10月6日
- (2) 公告縦覧期間 平成15年10月28日～平成16年2月28日
- (3) 説明会開催に代わる掲示  
日時 平成15年11月18日～平成16年2月28日  
場所 木更津グリーンシティショッピングセンター (木更津市)

8 市町村・住民等の意見

- (1) 君津市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：12,675㎡
- ② 駐車場の収容台数：889台
- ③ 駐輪場の収容台数：162台
- ④ 荷さばき施設の面積：220㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：62㎡
- ⑥ 営業時間
  - ・ 開店時刻：午前9時(年間60日午前8時)
  - ・ 閉店時刻：翌午前9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～翌午前8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：5か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前4時～翌午前0時

9 県の意見 「意見なし」 平成16年5月6日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の繰り下げを行うもので、その変更は夜間(午後10時～午前6時)に及ぶものであるが、騒音等の予測値は概ね基準値を下回っていること。なお、基準を超える保全対象側の2地点は住民の了解を得ており、今後も誠意ある対応に努めることとなっている。また、廃棄物についても現在の保管量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められること。
- 2 市、住民等、関係各課の意見がないこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 サンピア
- 2 所在地 東金市東岩崎8番地10ほか
- 3 建物設置者 協同組合東金ショッピングセンター 代表理事 中村秀朗ほか
- 4 小売業者名 イオン株式会社ほか

5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前9時(年間60日 午前8時)～午後11時  
(変更後) 午前9時～翌午前9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分(年間60日 午前7時30分)～午後11時30分  
(変更後) 午前8時30分～翌午前8時30分

6 変更年月日 平成15年10月21日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成15年10月6日
- (2) 公告縦覧期間 平成15年10月28日～平成16年2月28日
- (3) 説明会 日時 平成15年12月4日 第1回 午後1時～、第2回 午後3時～  
場所 東金商工会議所(東金市)

7 市町村・住民等の意見

- (1) 東金市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：14,400㎡
- ② 駐車場の収容台数：760台
- ③ 駐輪場の収容台数：300台
- ④ 荷さばき施設の面積：193㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：253㎡
- ⑥ 営業時間
  - ・ 開店時刻：午前9時
  - ・ 閉店時刻：翌午前9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～翌午前8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後9時

8 県の意見 「意見なし」 平成16年5月6日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測値は概ね基準値を下回っていること。なお、基準値を超える保全対象側では騒音対策を実施済みで、24時間営業も住民の了解を得ており、今後も誠意ある対応に努めることとなっていること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないと認められること。
- 2 市、住民等、関係各課の意見がないこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 八幡ショッピングセンター
- 2 所在地 市原市五所字上八幡下1972番地1
- 3 建物設置者 三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか (GMS)

5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前10時 (年間60日 午前9時) ~午後9時  
(変更後) 午前9時~午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分 (年間60日 午前8時30分) ~午後9時30分  
(変更後) 午前8時30分~午後11時30分

6 変更年月日 平成15年10月11日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成15年10月10日
- (2) 公告縦覧期間 平成15年10月28日~平成16年2月28日
- (3) 説明会 日時 平成15年11月27日 第1回 午後4時~、第2回 午後6時~  
場所 イトーヨーカ堂八幡路店 (市原市)

7 市町村・住民等の意見

- (1) 市原市の意見 ①午後10時以降の騒音に対する配慮について
- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：13,577㎡
- ② 駐車場の収容台数：779台
- ③ 駐輪場の収容台数：288台
- ④ 荷さばき施設の面積：1,828㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：161㎡
- ⑥ 営業時間
  - ・ 開店時刻：午前9時
  - ・ 閉店時刻：午後11時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分~午後11時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：7か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時~午後10時

8 県の意見 「意見なし」 平成16年5月6日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、営業時間等を変更するもので、その変更が夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測値は基準値を下回っていること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められること。
- 2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が提出され、
  - ① 周辺民家への騒音軽減のために駐車場の走行経路制限等配慮しており、また、騒音発生の低減に努め、稼働にあたっては十分注意する。法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：株式会社イトーヨーカ堂新浦安店
- 2 所在地：浦安市明海12番地ほか
- 3 建物設置者：株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂 榮
- 4 小売業者名：株式会社イトーヨーカ堂（GMS）ほか
  
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前10時（年間60日午前9時）～午後9時  
 (変更後) 午前9時～午後10時（(株)イトーヨーカ堂のみ）
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時30分～午後9時30分（年間60日午前8時30分～午後9時30分）  
 (変更後) 午前8時30分～午後10時30分
  - (3) 変更年月日 平成15年11月5日
  
- 6 処理経過：
  - (1) 届出日 平成15年11月4日
  - (2) 公告縦覧期間 平成15年12月5日～16年4月5日
  - (3) 説明会 説明会開催日：平成15年12月10日
  
- 7 市町村・住民等の意見：
  - (1) 浦安市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし
  
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年5月19日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものでなく、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見および法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：23,360㎡
- ② 駐車場の収容台数：1276台
- ③ 駐輪場の収容台数：836台
- ④ 荷さばき施設の面積：445㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：126m<sup>3</sup>
- ⑥ 営業時間  
 開店時刻：午前9時  
 閉店時刻：午後10時  
 ((株)イトーヨーカ堂のみ)
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯  
 午前8時30分～午後10時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：3か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯  
 午前6時～午後10時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：白井駅前センタービル
- 2 所在地：白井市復字根木山610番4
- 3 建物設置者：千葉県 千葉県企業庁長 山口 用一
- 4 小売業者名：株式会社マルエツ（食料品スーパー）
  
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 午後9時  
 (変更後) 午後9時50分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時45分～午後9時15分  
 (変更後) 午前9時45分～午後10時
  - (3) 変更年月日 平成15年11月13日
  
- 6 処理経過：
  - (1) 届出日 平成15年11月6日
  - (2) 公告縦覧期間 平成15年12月5日～16年4月5日
  - (3) 説明会 説明会不要承認：平成15年12月10日
  
- 7 市町村・住民等の意見：
  - (1) 白井市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし
  
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年5月19日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間等を変更するものでその変更が夜間に及ぶものでなく、騒音等の予測結果が指針による配慮すべき内容を満たしており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見および法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：1,326㎡
- ② 駐車場の収容台数：31台
- ③ 駐輪場の収容台数：50台
- ④ 荷さばき施設の面積：89㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：11m<sup>3</sup>
- ⑥ 営業時間  
 開店時刻：午前10時  
 閉店時刻：午後9時50分
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯  
 午前9時45分～午後10時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：1か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯  
 午前6時～午後10時